

発表日：令和5年4月9日（日）

担当課：選挙管理委員会事務局

問合わせ先電話番号：072-740-1251

【件名】

兵庫県議会議員選挙における投票用紙の交付誤りについて

【日時】

4月9日（日）9時30分頃

【場所】

川西市第30投票所（多田グリーンハイツ第2自治会館）

【概要】

令和5年4月9日執行の兵庫県議会議員選挙にかかる投票所において、県外へ転出した者へ投票用紙を誤って交付し、兵庫県議会議員選挙の投票が行われたことが判明したので、お知らせします。

【詳細】

本日9時30分頃、川西市から他府県へ転出した選挙人が入場整理券を持って上記投票所へ来場した。受付での本人確認の際、紙台帳の選挙人名簿抄本との照合において、照合欄に投票ができない者である「ー」（横線）が入っていたが、事務従事者が「ー」（横線）の記載に気がつかず、当該選挙人に兵庫県議会議員選挙の投票用紙を交付してしまい、当該選挙人は本来投票できない兵庫県議会議員選挙の投票を行った。

投票をさせた後で、交付誤りが発覚した。

【その他】

当該投票の取り扱いについて、当該選挙人は県外転出者であるため、その投票は無効票となる。すでに投函され特定できないことから、正しく候補者名が書かれていた場合、有効票として扱われる。

再発防止策として、ただちに川西市選挙管理委員会から全48投票所に対し、本事例の周知と注意喚起を行い、再発防止に努めた。